

「相続放棄」と「相続分放棄」は違う

「相続放棄」について、多くの参考書は、「被相続人が多額な借金などマイナスの財産を残した場合に、法定相続人はその財産の受け継ぎを拒否することができる。ただし、3カ月以内に家庭裁判所に申請しなければならない」と説明しています。

まさにその通りなのですが、実際の相続の現場では、ときおり予想もつかない展開があります。

例えば、個人事業主のお父さんが亡くなり、お母さんと兄弟2人が相続人という家族を思い浮かべてください。お母さんと弟は零細な家業を引き継ぐ兄を助けるため、分割会議で快く各々の法定相続分のほとんどを放棄しました。これで、3カ月以内に家庭裁判所に申請すれば問題はありません。しかし、このような場合、通常の市民感覚として、わざわざ法的手続きをしようという気持ちになるでしょうか。何の争いもなく、円満に自分の権利を放棄し、その事実は分割協議書にも記載済みです。普通はこれでメデタシメデタシです。

ところが、好事魔多しで、事業に不慣れな兄が融資の返済を滞らせたりすると、銀行は相続分を放棄したお母さんや弟に支払いを要求してきます。分割協議での「相続分放棄」は、あくまで家族内の約束ごとで、家裁に申請しない限り完全な「相続放棄」にはならないということです。仲良し家族であっても、うっかりすると落とし穴がある。相続はなかなか一筋縄ではいきません。

